

興福寺所蔵「東一条女院遠忌八講論義草」等の紙背文書

歴史研究室

前号に続き、現在整理作業を行なっている古文書・聖教箱の第69函から75函に収められている論義草の紙背文書の中から15通を紹介する。これらの論義草はいずれも巻子装であるが、糊離れのもの、前後欠のもの、数紙のみの断簡が多く、題名未詳のものが多い。次頁以下の文書のうち(1)～(10)のおもては「東一条女院遠忌八講論義草」であるが、その文中の本奥書には、

文永五年歲次十二月廿四日申刻許記之，專英^{年八十}，

今月廿二日禪定院東一条女院遠忌八講結座，答此義了（下略），

とある。文永5年に興福寺大乗院門跡の居住する禪定院において、宝治元年（1247）に崩じた順徳天皇中宮藤原立子の遠忌八講が行なわれた際に本書が作られたのである。末尾の奥書は、

弘安六年九月十六日於東中／院西房書写了，沙門高林

願以此書写功 生ミ值遇權現／現世速覺□議 後世必生淨土

とあり、興福寺中の東中院において書写されたものである。紙背文書は10通とも山城国相楽郡泊野庄に関するもので、うち(1)～(8)は4紙の続紙に年紀の新しいものから順に書かれており、手継文書の写しであろう。(9)～(10)は1紙に記され、しかも首尾が切断されており、同一庄内だが場所も異なるので、論義草書写の際接続されたものであろう。筆跡も(1)～(9)と(9)～(10)とで異なるが、どちらも鎌倉時代後期の書写であろう。原文書の裏書もそのまゝ裏面に写されているが、論義草書写の際に擦り消されている。またこれらの文書には書写の誤りによるのか文意の通じ難い部分もある。(1)は日付がないが、書風から鎌倉時代中期頃のものと推定され、折紙の上縁が切断されているので墨書が一部欠損している。澄心なる僧が、寺内喜多院二階堂・春日御塔のある職に与らんとして自己の業績を列挙しているが、その中で、東西両金堂の修正・修二会の番頭であることが知られ、また大十師の語もみえるので、彼は金堂衆であるとみられる。当院とあるのは大乗院であろう。(12)～(14)はいずれも嘉禄3年（1227、12月10日に安貞と改元）の卷数案で、「大法主禪下」の病気平癒を祈願したものである。春日社・西金堂等で經典・真言等の読念を行なっており、年頭から1年間続けているのが注目されるが、この大法主が誰であるか明らかでない。(15)は2紙からなり、第1紙は後欠、第2紙は前後欠で直接には接続しないので、文書の性格があまり明瞭でないが、一応書状と考えた。僧賢照は「律僧」とあるので堂衆であろう。大乗院家と縁故の深い者らしく、院主との関係を御恩と奉公としているのが興味深い。また中・下級の僧侶の入寺してからの階梯や、堂衆としての活動のことなどが窺える。「内山・芦山両御代」とあるのが、大乗院出身の第40代別当で内山永久寺本願の尋範と、その付属をうけた同じく大乗院出身の第44代別当で菩提山正暦寺本願の信円とすれば、内容的には両代の直後のこととみられるので、信円の別当辞任（文治5年）以後、鎌倉時代初期の頃のことであろう。ただ当文書の書写の時期は鎌倉時代後期とみられる。

（加藤 優）

勘内徳、被恩補者、当院家賢政之嘉例
也、縱多競望之輩、争不被抽賞之哉、仍
恐恐重注進言上如件、

〔論義草〕紙背文書(第70函2第22号)

(12) 大法師睿春祈禱卷數案

御祈祷

奉勤行読誦

不動法八箇座

本願薬師經十二卷

文殊真言一万返

右自今月一□^(日カ)至于今日、特致誠精勤行、

誦誦件法經神咒、奉祈請 大法主御法鉢

堅固、恵命長遠、息災增福、身心安穩、
御願円満之狀如右、

喜禄三年卯月八日大法師睿春

(13) 西金堂行事大法師善真祈禱卷數案

奉誦念

仁王般若經三百九十九部

觀世音經三百九十九卷

寿命經三千九百卷

尊勝陀羅尼三千九百卷

延命真言三千九百遍

不動明王兜三千九百遍

右自正月一日迄于今月 日、特致精誠、
奉誦念上件經王等、奉祈 大法主御願成
就□^(由カ)狀如件、

安貞元年十二月晦日 西金堂行事大法師善真

(14) 法師俊□春日社転誦卷數案

春日御社

奉転誦

金剛般若經三百九十九卷

右自正月一日迄于今月廿九日、特致精誠、

転誦上王、奉祈

大法主禪下御寶寿長遠、御願円満由□

安貞元年十二月 日 法師俊□

〔論義草〕紙背文書(第72函第56号)

(15) 僧賢照書状案(中・後欠)

喜禄三年卯月八日大法師睿春

西金堂行事大法師善真祈禱卷數案

愚鈍不思議賢照ハ、自十六歳、如形右筆

の奉公も仕候き、然眞俗ニ軀曾をしへ候
者も不候、貧道孤露無申計候しかとも、

顧涯分、自十七真言仕候て、云奉公、云

□行、無等閑、心中無私候しかハ、内山
・芳山両御代ハ、隨分ニ御心安者にて被

召仕候き、御恩も過分にハ候しかとも、

不足分ハ不候、為治部卿寺主扶持、山内

賴所名代を、大乘院殿先度御院務時望申
て候し外ハ、御恩とて聊も無所望之儀候
き、只為上御計分にて候き、先々いかに
わろく候とも、弟子ハ師をまなひ、子ハ
をやをまなふへきにて候か、此童ハ智恵
をひたゞしく候て、毎事任我所存候之間、
目出仕候、強学問し候へかしとハ不存候
へとも、律僧にてハふつと叶候ましき者
候、喧嘩鬭諍引出、其身も頭打破、人を
損、寺の名をも、僧名をも可立条勿論之
間、さりとてハ学問してわろくも□^(落カ)命や
ハ、さ候とて□□□、殊此間も

(7) 国友畠地壳券案

洁却渡 狐野御庄本願畠地壳券文事

合壹段者

在上狛野内上船穂東里十二坪辰巳角

四至限東道
限南畔
限西類地

右件畠、元者□□国友相伝領掌之地也、

雖然依有要用、直米限本斗定塗斛伍斗、
源太子令永洁却了、□年来領掌無他人之
妨、仍為後日沙汰、本公驗相副、新券文
放之狀如件、

文曆二年一月十七日 壳人国友在判

□□姉子在判

(8) 大法師尊能畠地壳券案

洁却渡 狐野御庄本願畠地壳券文事

合壹段者

在上狛野内上船穂東里十二坪辰巳角

四至在本券文面

右件畠者、大法師尊能相伝領掌之私領也、

而今依有要用、限直米現米本納十二石、
光明山住僧於行文房、限永代作手令洁却
了、而年来預知之間更以無他妨云々、自今
已後不可有他人之妨、仍為後日沙汰、相
副本公驗、壳渡實也、勒新券文在狀以解
如件、

汰、相副本公驗、放新券文之狀如件、

寛元二年四月十六日大法師尊能在判

(9) 安部中子畠地相博状案 (後欠)

相替力賛
合畠武段者(裏書アリ) 四至限東繩
限南繩
限西繩
限北類地

在相樂郡狛野郷内下呂波里十一坪

右件畠者、安部中子先祖相伝預也、而三
カノ原郷字野垣内畠マニ替力一相替力賛了、但於本券

者依有類地、不能副渡、仍為後日沙汰、
新券文之狀如件、

□□□部中子在判

(裏書) 擦消 洁却了

(10) 僧某私領壳券案 (前欠)

洁却渡 狐野御庄本願畠地壳券文事

合壹段者

在上狛野内上船穂東里十二坪辰巳角

四至在本券文面

右件畠者、大法師尊能相伝領掌之私領也、

而今依有要用、直米限捌斛本斗定、令洁却
了、而年来預知之間更以無他妨云々、自今
已後不可有他人之妨、仍為後日沙汰、相
副本公驗、壳渡實也、勒新券文在狀以解
如件、

元曆二年正月廿五日壳人僧在判

一男在判一男在判姉女在判

〔論義草〕紙背文書 (第70函1第68号)

(11) 僧澄心重申状案 (折紙)

澄心重譲申

恩補二階堂并 御塔/事

者理運之競望也、其由緒/之而已、

第一事

御祈禱長日無懈怠、就中/五日発願、

竊修三時行法/日 御卷數進上畢、兩

堂中/勤節哉、

燈事

被崇二宗之内、澄心者為/學侶、為

談義之說師、既繼/燈畢耳、(以下欠アルカ)

尤御寺

一為番頭近事

令超越廿余人、罷入八番帳之間、隨又

番頭近々、自今以後五箇年也、雖為大

十師、未入八番帳之輩在之耳、

一為貧道無緣事

伊洲辺地之所生、於當寺者全無資緣者

且依此寺由緒、補賜者、御興隆之至何事
如之哉、不依古老、不依有緣、唯賞奉公、

合壹段者

在山城国相楽郡上泊野内上船穂東里十

合壹段者

在山城国相楽郡上泊野上船穂東里十二

(1) 某畠地充文案

充行

泊野御庄内本願畠参段字植垣戸

右件畠□□依有券契之理、所充行如件、更不可有□□(他立)

仁安元年十一月九日 在判

(2) 是原有房畠地壳券案

壳渡進畠新券文事

合参段者(裏書アリ)

在山城国相楽郡上泊野内上船穂東里十

四至東クロ 西尼コセノ領 南ヒコ殿 北クロ

右件畠、元者玉手末成相伝所領畠也、而

今依有要用、直現米式石五斗、矢具国定
永代作手壳渡了、本券あるソヨテ、依為
後代以解、券文状如件、

文治三年十一月七日壳人是原有□(房)

(裏書) □□□□□了

(3) 玉手末成畠地壳券案

壳渡進 畠新券文事

合壹段者

在山城国相楽郡上泊野内上船穂東里十

坪内東邊

四至在本券面

四至東クロ 南クワ 北クロ 西類地

右件畠地者、大藏清正相伝之私領也、年
來領掌敢無他妨矣、而依有要用、限直米
伍斛、相□(副本カ)券等、永奉沽却西金堂衆尊
譽院了、仍為後代證驗放新券文之状如件、

元久二年二月廿六日 大藏清正在判

(4) 大藏清正畠地壳券案

壳渡 畠新券文事

合壹段者

在山城国相楽郡上泊野内上船穂東里十

四至東クロ 南ヒコ殿 北クロ

右件畠、元者是原有房先祖相伝所領也、而

今依有要用、直米本納四石、玉手末成壳
渡了、本券相副、依為後代以解、新券文
状如件、

文治三年十一月七日壳人是原有□(房)

(裏書) □□□□□了

(5) 大藏清正畠地壳券案

沽却 畠地事

合壹段者

在山城国相楽郡上泊野上船穂東里十二

坪内東邊

四至在本券面

右件畠地者、大藏清正相伝之私領也、年
來領掌敢無他妨矣、而依有要用、限直米
伍斛、相□(副本カ)券等、永奉沽却西金堂衆尊
譽院了、仍為後代證驗放新券文之状如件、

元久二年二月廿六日 大藏清正在判

(6) 僧尊譽畠地壳券案

沽却 泊野御庄本願畠券文事

合壹段者

在上泊野内上船穂東里十二坪辰巳角

四至限東道 限南畔 限北類地

右件畠、元者興福寺住僧千信房相伝領掌

之地也、雖然依有要用、直米限本斗漆斛
伍斗、□□国友ニ令永沽却了、敢以不可
有他人之妨、仍為後代證文、本公驗相副、
新券文放之状如件、

建仁四年正月廿四日壳人大藏清正在判

承久三年正月廿六日 壳人尊譽

西金堂衆僧在判